

令和4年（あ）第196号 死体遺棄被告事件

被告人 レー ティ トウイ リン

上告審弁論要旨

令和5年2月24日

最高裁判所 第二小法廷 御中

主任弁護人 石 黒 大 貴



頭書事件につき、以下のとおり弁論を申し述べます。

第1 はじめに

この事件の本質を端的に申し上げると、遠く離れた異国之地で孤立出産に陥った女性が精一杯とった死産当日の行動に対し、死体遺棄罪の成立を認めてよいかということになります。

医療的なケアなしに母親一人で出産する孤立出産事例は、10代から20代の若年女性に多く、その背景には、家庭環境や親・パートナーからの暴力、本人の知的ハンディキャップといった要因が存在します。母子共に危険を伴う孤立出産の結果、死産となった母親が、わが子の遺体を「遺棄」したとして犯罪に問われるケースは後を絶ちません。

また、本件を議論する上では、被告人の孤立出産の背景にある技能実習制度への理解も必要です。妊娠を理由とする不利益取り扱いが禁止されつつも横行し、サポート体制もないために妊娠した実習生が帰国に追い込まれたり、子どもに在留資格が容易に許可されないなどの制度的欠陥が存在しています。

原判決は、被告人が葬祭の意思を有していたにもかかわらず、妊娠の事実を明かせない孤立出産であったことを捉え、遺体を入れた段ボール箱を二重に重ねたこと

やふたをセロハンテープで留めたことが、他者の葬祭を妨げた死体の隠匿にあたるとして有罪判決を維持しました。

しかし、原判決は、これから述べる憲法上、刑法上、刑事訴訟法上のいずれにおいても問題であり、この原判決が破棄され、被告人に無罪判決が言い渡されなければなりません。

第2 憲法上の論点

1 本件は葬祭の自由が妨げられている事例であること

本件は、死産直後に被告人が自身の良心に従って弔いのための安置を行っており、まさに被告人の葬祭の自由が妨げられている事案です。

信教の自由は、宗教的行為の自由を保障したのですが、葬祭もまた、人類が何万年も昔から行ってきた死者を畏敬の念をもって葬る行為であり、保護範囲に含まれます。最高裁判例も「自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は誰にでも保障されている」と判断しています。死者の葬法というものは、多種多様であって、何が正しく間違っているかという絶対的、客観的判断は困難ですから、人々の主観的な価値観によって判断せざるを得ません。

死体遺棄罪は、まさにこの一般通常人の価値観によって保護法益を害したかどうかを判断するものです。この合憲性を判断するには、精神的自由である「葬祭の自由」に対する許されない制約か否かについて検討する必要があります。しかしながら、本来、客観的に計れない宗教的感情の良し悪しを規範的に国民に押し付け、刑罰を以て規制することは、規制目的・規制手段のいずれにおいても、違憲審査に耐えうることはできないのです。さらに、憲法20条1項に適合するよう¹に合憲限定解釈をしてもなお、原判決は、違憲と言えます。死産したわが子に対する深い衷心を以てとられた行動について、妊娠を周囲に明かさず、葬祭に必ずしも必要でないという理由で法益侵害を認定することは、「るべき葬祭の形」を押し付けるものに他ならないからです。

2 適正手続保障からも違憲であること

ところで、原判決通りに従えば、死産後の被告人は、わが子の遺体を裸のまま布団の上に放置していれば、罪に問われることはありませんでした。不作為の遺棄を否定した原判決を言い換えれば、死産直後に何もできなかつたことは罪ではないと言つたからです。

死産直後の過酷な状況の中、技能実習生の彼女がどうすればよかつたのかという点は、本罪の明確性の問題にも直結します。刑罰法規の明確性は、最高裁判例によって通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合にその適用を受けるか否かを可能ならしめる基準を読み取れるかどうかによって決すべきとされています。しかし何を以て「一般的な宗教的感情を害する」かについては、時代の変遷による価値観の変化や宗教・地域・国籍によっても異なります。また、国籍を問わず多くの女性が孤立死産の末、本罪で逮捕されていますが、どうしたら良いかわからず自宅で遺体を保管していた事例も多く、明確な指標がないままに本罪が恣意的に運用されている実情も存在するのです。

このように、原判決は、憲法31条の適正手続保障を逸脱しており違憲であることがいえます。

第3 刑法上の論点

続いて、刑法上の論点について述べます。

被告人は、死産したわが子の名前や弔いの言葉を記した手紙と共にていねいにタオルで包んだ遺体を段ボール箱に入れ、そのままでは開いてしまうふたにセロハンテープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れました。そしてその段ボール箱のふたをセロハンテープで留めた上で、翌日、死産を医師に告白し、警察が見つけるまで、死産した自室にある棚の上に箱を置いたのです。原判決は、この被告人の行為が、習俗上の葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものでなく、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出するものと判断しています。しかし、この「葬祭を行う準備か否か」という基準は、本罪の規範とし

て不適切であり、異なる高裁判決とも相反しているほか、被告人の行為が本罪の法益をそもそも侵害しないことと併せて、申し述べます。

1 「隠匿」による遺棄該当性のあるべき判断

死体遺棄罪の保護法益は、死者に対する宗教的感情といわれています。本件では被告人の行為が、死体の「隠匿」にあたるかが問題となっていますが、なぜ包み隠す「隠匿」が、現在では本罪の実行行為に含まれるのでしょうか。

それは、「隠匿」によって適時適切な死者の葬祭が妨げられ、これによって死体が葬祭されなくなるという、間接的に死者に対する宗教的感情が害されると解されるためです。

しかし、死体を見えなくさせるかどうかは法益侵害の本質ではないと考えます。公衆の場に死体を置き去るといった「死体の見える化」は法益保全ともいえますが、そのようには解されていないからです。死体の発見困難性は、いわば死体が置かれた現在の状況の表現に過ぎず、実行行為の本質ではありません。結局は、「隠匿」と表現される行為によって、死者がもはや葬祭されることがない状態が作出されるかどうかが問題なのです。

この点で、「習俗上の葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程」かどうかという基準は、考慮事情になるとしても、判断基準としては意味をなしません。その行為一つ一つに葬祭の意味を見出せるかと最終的に死体が適時適切に葬祭されるかとは関係ないからです。また、この判断基準では、国家が望ましい「葬祭とは何か」をマイノリティに押し付けることになってしまい、先ほど述べたとおりの憲法上の問題が生じてしまいます。

この原判決に対する問題意識は、誰しもが冷静に対応できるわけではない自宅での死産ケースや突然の親族の死に直面したケースにおいて如実に顕れます。

突然の死に直面した葬祭義務者が、このままにはしておけないと遺体を毛布で包む、腐敗を防ぐため死産した赤ちゃんを家庭用冷蔵庫に保管するといった一時保管の場合も、それだけでは習俗上の葬祭を行う準備にはあたりませんが、葬祭

義務者本人に葬祭の意思がある以上は、最終的に葬祭されない事態は生じません。反対に、死後時間の経過した死体を床下や屋根裏に収納してしまうと、もはや死体の適時適切な葬祭は期待できず、遺棄が成立すると考えられます。死亡した親の年金を詐取するために死体を床下に隠す事例がそうしたケースに当たるでしょう。

むしろ、何を以て葬祭の準備といえるかを議論すべきなのではなく、死体の状況からみて、客観的に死体が葬祭されない状態に置かれたかどうかを議論すべきです。そして、葬祭されるべき死体が葬祭されない状態が法益侵害である以上、死後どれくらい経過した後の行為かどうかが重要な判断要素になるといえます。

したがって、「隠匿」による死体遺棄の判断は、「死体の現在の状況に照らして死体発見が困難になる程度のみならず時間的にも相当期間内の葬祭が行われることを妨げるに足りる『隠匿』と評価できるか」によって行われるべきです。

このように解しても、その後に相当期間を経過して放置すれば、不作為の遺棄が成立しますし、人里離れた山林に埋めてしまうなどの適時の葬祭がもはや期待できない行為であれば遺棄は成立すると考えられることから、従来の裁判例に照らしても矛盾が生じるものではありません。福岡高判令和3年6月25日も同様、隠匿による死体遺棄の判断に、時間的な要素を取り込んでおり、原判決と相反する二つの判断が存在することになります。

2 被告人の行為によって本罪の保護法益は侵害されていないこと

そもそも被告人の行為は、死産直後、身の回りの品々で丁寧に行われた安置であり、死者に対する宗教的感情を害するものではないことは一貫して主張して参りました。このことは、上告趣意書に添付した経産婦をはじめとする多くの一般意見書からも裏付けられています。

たしかに他の技能実習生同様、強制帰国をおそれた被告人は、雇い主や監理団体に妊娠の事実を明かせませんでした。しかし、妊娠や死産の事実を雇い主らに明かすことはプライバシーの観点からも不可欠ではなく、そのことと遺体が適時

適切に葬祭されないことに論理の必然性はありません。

被告人は、自分の体に起こった出来事に対して頭が真っ白になったこと、元気になつたら何かきちんとやろうと思ったこと、死産当时、具体的に何をするかは考えられなかつたことを供述しています。

このことからわかる通り、技能実習生であった被告人は遠い異国の中どうすればよいかわかりませんでしたが、葬祭の意思を持ち続けていました。被告人自身による適時適切な葬祭の可能性は、確かに存在していました。

ところが、原判決は、被告人が孤立出産を行つたことを取り上げて、ふたのセロハンテープ留めや段ボール箱を二重にしたという細かな点を指摘し、被告人以外の者によって、適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させたと判示しました。

それでもなお、ふたのテープ留めは、害虫や外気との接触による腐敗を防ぎ、わが子が寒くないようにと箱を二重にしたことは、棺としての丈夫さを与えたものと評価できます。死産という限界的な状況でとられた行為の丁寧さは、客観的な評価によつてもなお、死体の発見を困難にしたり適時適切の葬祭を妨げたことはならないのです。

3 小括

以上のとおり、原判決と相反する高裁判例が存在する上、原判決は死体遺棄罪の解釈を誤つたものであつて判決に影響を及ぼすことは明らかですから、原判決が破棄されなければ著しく正義に反すると言わざるを得ません。

第4 刑事訴訟法上の論点

最後に刑事訴訟法上の論点を申し上げます。

一番の公判前整理手続においては、被告人の実行行為の特定に関する弁護人の求釈明に対して、検察官は、えい児2名の死体を段ボール箱に入れた上、自室の棚に放置した一連の行為を起訴したとの限りで回答し、作為・不作為の別や隠匿についての争点整理はなされませんでした。

むしろ、弁護人の防御の中心は、一連の行為としての葬祭義務違反であったともいえます。

実際に、原判決は、第一審が、ほぼ起訴状通りに認定した犯罪事実について、自室に置き続けた行為までを、「一体の作為」とする趣旨か、作為と不作為に分けて認定する趣旨なのか明確でないとしています。結果として、段ボール箱に入れた行為と葬祭義務を負う被告人が死体を1日以上放置した不作為として整理されました。

その上で原判決は、不作為については弁護人の主張を認めました。ところが、作為に関して、被告人の行為が隠匿による遺棄にあたるかにつき一審で具体的に争点となっていましたにもかかわらず、「段ボール箱の接着テープ」や「箱を二重にしたこと」を遺棄の実行行為として捉え、死亡地の自治体の長を含めた他者による葬祭が妨害されたとの認定を行っています。

これらの行為が実行行為に当たるかについては、何ら弁護人に反論や反証を行う機会は与えられませんでした。

原判決の死体の「隠匿」に関する事実認定は、最高裁判例に反して、原審は争点の顕在化を怠ったものであり、不意打ち認定としても許されないのであります。

第5 結論

以上、原判決が破棄されなければならない上告理由について、憲法、刑法、刑事訴訟法の論点に分けて述べて参りました。

原判決の判断は、孤立出産という過酷な状況に陥った母親の行動の中に、習俗上の葬祭の意味を見出すことができなければ、死体遺棄を認めるというものです。

この判断は、本来、福祉により保護されるべきである孤立死産直後の母親たちを、刑罰によってさらに孤立へと追い込むものであり、これこそ著しく正義に反すると言わざるをえません。

よって、最高裁において、原判決を破棄し、被告人は無罪である旨の判決を賜りたく弁論を申し述べる次第であります。

以上